

議案第 22 号

八幡浜市建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市建設残土処理場管理条例（平成 23 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		
施設別	車種別	車種別 1 台 当たりの単価	施設別	車種別	車種別 1 台 当たりの単価
八幡浜市第一 建設残土処理場	2 トン車	9 5 0 円	八幡浜市第一 建設残土処理場	2 トン車	9 3 0 円
	4 トン車	1, 8 8 0 円		4 トン車	1, 8 5 0 円
	1 0 トン車	4, 7 2 0 円		1 0 トン車	4, 6 3 0 円
八幡浜市第二 建設残土処理場	2 トン車	1, 3 2 0 円	八幡浜市第二 建設残土処理場	2 トン車	1, 3 0 0 円
	4 トン車	2, 7 5 0 円		4 トン車	2, 7 0 0 円
	1 0 トン車	6, 9 3 0 円		1 0 トン車	6, 8 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八幡浜市建設残土処理場管理条例別表の規定は、令和元年 10 月分以後の使用料について適用し、同年 9 月分以前の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

